

Q&A よくある質問

| | 問い合わせ・相談内容 | 回答 | 回答日時 | 備考（留意事項等） |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 1 | ○○株式会社の子会社（グループ会社）であるが、申請は可能か？ | 本事業の申請は、1事業者あたり1件とし、事業内容については定款を確認させていただくが、親会社と別で登記されなければ子会社等であっても問題ない。 | 12月22日 | |
| 2 | 第三者所有型の場合の申請書記載方法について、定款や納税証明書、登記事項証明書、会社案内のパンフレットは申請者の資料か？ | 第三者所有型であれば、太陽光発電設備を設置する事業者が申請者になるため、申請者の挙証資料を添付していただくこととなる。県内に生産施設を有する製造業者の内容確認もさせていただくため、需要家の資料も添付が必要です。 | 12月22日 | |
| 3 | 第三者所有型の場合、申請者が同じ場合は申請できないのか？または、申請者（リース会社）と同じでも需要家が違う場合は申請ができるのか？ | 自家消費型発電設備（第三者所有型）の場合、同一申請者（リース会社）でも需要家が違ければ、複数申請することは可能。 | 12月22日 | |
| 4 | 自家消費型発電設備を申請する。交付申請の計画内容から、実績報告の際に金額が変動しても問題ないか？ | 問題ない。補助事業経費の10%以上の変更、経費の区分相互間の20%以上の変更がある場合は交付要綱第8条に基づき、変更承認申請が必要となる。 | 12月22日 | |
| 5 | 第三者所有型（ファイナンスリース）により、施設に設置する太陽光発電設備の法定耐用年数は何年となるのか？ | 補助事業者が整備し、資産として計上することから、自家消費型発電設備（太陽光発電設備）の法定耐用年数は「機器及び装置→電気業用設備→その他の設備→主として金属製のもの→17年」となる。 | 12月22日 | |
| 6 | リース期間経過後に、需要家で物件を購入することができる購入選択権付きのリース契約を締結予定。購入選択権が行使された場合、物件の所有権が申請者から需要家へ移転されることになるが、何らかの請求（さらなる財産処分）が発生した際の支払い義務は当社と需要家のどちらになるか。 | 所有権移転後において、残りの処分制限期間内に財産処分が行われた場合は需要家に返還命令を発出する。 | 12月22日 | |
| 7 | 太陽光発電設備のほかに、蓄電池、キューピクルも対象となるか。 | 太陽光発電設備に附帯する設備として補助対象となる。 | 12月22日 | |
| 8 | 当事業を活用した後、国や県市町村の補助事業は使えるか？ | 他の補助事業については、当該担当行政庁に確認してください。 | 12月22日 | |
| 9 | 補助金限度額だけでなく、事業費限度額はあるのか？ | 事業費限度額はないため、自己負担額が大きくなる。 | 12月22日 | |
| 10 | オンラインPPAモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の案に記載する「契約期間」及び「還元金」の指定はあるのか？ | 補助金額5分の4以上がサービス料金の低減等により、需要家に還元されることが分かる記載をしていただく必要があるが、契約期間に関する指定はない。 | 12月22日 | |